

くらしの相談センター 多摩 ニュース NO. 3

新しい場所で「くらしの相談センター多摩」の活動も 早1ヶ月！
相談窓口の運営委員も具体的な対応が出来るようになってきました。
支えてくださっているみなさんへ5月までのようすをお知らせします。



相談事例

…年金の手続きは速やかに…「社会保険庁」からの知らせに **注意!!**

菅のMさん(現在71歳)は、20代の頃、7か月ほど会社勤めをして社会保険に加入していました。その会社が倒産した後は国民年金を支払ってきました。60歳になって社会保険庁から年金の受給に関する書類が送られてきた時、農協の年金相談の担当者が、必要な書類の点検や記録を確認してくれました。厚生年金の記録もあり、国民年金の加入期間も十分なので両方とも年金がもらえるという事でした。Mさんは障害があるため、国民年金を62歳にくり上げて受け取れる様に申請をしてもらいました。

しかし、現在、国民年金はもらっていますが、厚生年金はもらっていません。会社に勤めていたことは年金記録台帳に記載されてはいるのですが、「厚生年金はもらっていない為どうしたら良いのか」と、「くらしの相談センター多摩」に来られました。

早速、Mさんと社会保険事務所に行きました。相談窓口は4~5か所、担当者は大体が社会保険労務士で職員はわずかです。Mさんの相談にのってくれた担当者は年金記録をみて、「確かに会社に勤めていた。厚生年金に加入している。受給資格があるのに支給されないのはおかしい。こんな事例は初めてです。」と、職員に確認しました。

その結果 法律の規定や、細かな基準と手続きにより、65歳の時点で厚生年金受給申し込み手続きをしなければならなかったことがわかりました。

早速、受給書類を作ってくれましたが、5年間しかさかのぼる事ができないので、Mさんは、1年分損をした事になります。混雑しているので、受給まで半年かかるが5年分を一括で受け取れ、今後は「老齢基礎・厚生」年金として支給されることになりました。

- ★法律が複雑で一般の人にはわかりにくいこと
- ★社会保険庁からの書類に疑問がある場合は、すみやかに「相談センター」や「年金者組合」等に相談すること
- ★不明な点がある時は本人と付添人が一緒に社会保険事務所へ行き、早めに手続きをして解決することを痛感した事例でした。

4月の相談状況

◇「くらしの相談センター多摩」に寄せられた件数は8件でした。

◇年金問題・不動産関係
就職相談・法律相談
税に関する相談などがありました。

・様々な対応で解決を
めざしています♡

所長の視点 ☆☆☆減免制度対象の保険料☆☆☆

「くらしの相談センター多摩」を開設して1カ月たちました。毎日たくさんの相談が来るという訳ではありませんが、少しずつ相談が入っています。難しい相談もありますが、一生懸命解決のために手をつくしています。「もっと前から仕組みを知っていれば損をしなかった」と言う相談がよくあります。議員団を通じてこんな相談がありました。「リストラにあって退職、会社の健康保険を脱退し国民健康保険に加入した。無収入になったので高い保険料が払えず何カ月か滞納してしまい、窓口で相談に行ったら減免制度があることを初めて知らされその後は免除になったが滞納分は払わなければならない。最初からなぜ教えてくれないのか」・・・調べると国保の加入手続きは、ほかの手続きなど、何でも受け付ける窓口で流れ作業のように行われていて、そういう親切な紹介はしていない事がわかりました。

この方と一緒に区役所の窓口に行って、改善を申し入れることにしていますが、国保や介護保険、市民税など減免制度はあるのですが、積極的に知らせていないために制度を受けられる人が受けていないという実態があるのです。

これからそういう制度をどんどん紹介していきたいと思います。本来市民を守るために作られた制度が、私たちの生活を苦しめるのはおかしいことです。困っていたらぜひご相談ください。



4月議会でこんなことが

知っておこう...耳より情報

突然4月に 臨時議会が招集されました。川崎市の南部、多摩川の反対側は羽田空港というところに、いすゞの自動車工場の広大な跡地があります。ここの一部1.3ヘクタールを川崎市が23億円で買い上げるという議案を、わざわざ臨時議会で決めたいというのです。ここに先端医療や環境問題を研究する企業を誘致して、経済の活性化を図るとするのが目的です。1.3ヘクタールもあれば特養ホームが4つもできます。23億円あれば、中小企業予算は10倍になります。「確実に企業が来るのかわからないのにポンとお金を出し、本当に困っている市民への予算を削るのはおかしい」と日本共産党は反対しましたが、あとの議員はすべて賛成しました。

川崎市にはお金がないのではありません。このお金を福祉や生活のために回すことは十分に可能です。あきらめずに声を上げていきたいと思います。



6月の専門家による相談予定

・法律相談 —— 川崎北合同法律事務所
(毎月第3火曜日) 内田弁護士
6月は15日(火) 要予約
時間が限られています。
相談内容の要点をまとめて
来てください。

・税金に関する相談・相続・登記等に関する相談
・医療・福祉・介護・年金・教育・育児・住宅問題に関する相談・ペットの相談

○専門家が随時対応します。電話で要予約○

・よろず相談 —— 所長 市議会議員井口まみが
すばやく相談に応じます。

月曜日から金曜日・・・時間については電話で
ご予約ください。

休み 土日、祝日、お盆、年末年始
電話 044-949-6674
住所 川崎市多摩区菅馬場
1-23-25 (橋ストア)